

定年条例等に関する説明資料

(令和4年第8回仙北市議会定例会)

総 務 部 総 務 課

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の全体概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、本市職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

2 改正内容

（1）定年年齢の引き上げに関する規定の整備

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備を行う。

年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

（2）管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備

① 管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職（参事級以上）の職員については、翌年の4月1日に非管理監督職（課長補佐級以下）に降任する規定を設ける。

② 公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設ける。

（3）定年前再任用短時間勤務・暫定再任用制度に関する規定の整備

① 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間勤務の職に再任用できる規定を設ける。

② 定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

（4）情報提供・意思確認制度に関する規定の整備

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。

（5）60歳を超える職員の給与に関する規定の整備

60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設ける。

（6）その他

地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

令和5年4月1日

4 関係議案

- (1) 議案第99号 仙北市職員の降給の事由に関する条例制定について
- (2) 議案第100号 仙北市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 議案第101号 仙北市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 議案第102号 仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- (5) 議案第103号 仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (6) 議案第104号 仙北市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (7) 議案第105号 仙北市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

仙北市職員の降給の事由に関する条例案について

1 制定理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、仙北市一般職の給与に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 37 号）附則第 21 項で定める事由を降給の事由とする必要がある。

2 内容

仙北市一般職の給与に関する条例附則第 21 項で定める事由を降給の事由とすることとする。

3 施行期日等

- （１） この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。
- （２） 仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 22 号）について、所要の規定の整理を行うこととする。

仙北市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって遵守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。

2 改正内容

- （1） 職員の定年を年齢65年（現行60年）とすることとする。ただし、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年（現行65年）とすることとする。（第3条関係）
- （2） 管理監督職は、仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号）第9条第1項に規定する管理職手当を支給される職とすることとする。（第6条関係）
- （3） 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすることとする。（第7条関係）
- （4） 任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならないこととする。（第8条関係）
 - ① 当該職員の人事評価等の結果等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
 - ② 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
 - ③ 当該職員の他の職への降任等をする際に、上位職職員の他の職への降任等もする場合には、①に掲げる基準に従った上での状況等を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階の同位又は下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- （5） 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、

当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずること等があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとする。（第9条関係）

- (6) 任命権者は、(5)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。（第9条関係）
- (7) 任命権者は、年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。ただし、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないこととする。（第13条関係）
- (8) (1)の定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、段階的に引き上げることとする。（附則第2項関係）
- (9) 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることとする。（附則第3項関係）
- (10) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 仙北市職員の再任用に関する条例（平成17年仙北市条例第20号）は、廃止することとする。

仙北市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に鑑み、減給の処分により給与から減ずる額の上限額を定める必要がある。

2 改正内容

- （1）減給の処分により減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずることとする。（第 3 条関係）
- （2） その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の
一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、
所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- （１）仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 7 年仙北市条例
第 2 6 号）の一部改正（第 1 条による改正）

引用している地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の条項を改めると
ともに、所要の規定の整理を行うこととする。（第 2 条関係）

- （２）次に掲げる条例において引用している地方公務員法の条項を改めることとす
る。（第 2 条による改正）

① 仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 2 年仙北市条例
第 1 号）

② 仙北市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年仙北市条
例第 1 4 号）

3 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。

仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に仙北市職員の定年等に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 21 号）第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加える必要がある。

2 改正内容

- （１） 育児休業をすることができない職員に、仙北市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えることとする。（第 2 条関係）
- （２） 育児短時間勤務をすることができない職員に、仙北市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えることとする。（第 9 条関係）
- （３） その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。

仙北市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、公益的法人等に派遣することができない職員に仙北市職員の定年等に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 21 号）第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加える必要がある。

2 改正内容

- （１）公益的法人等に派遣することができない職員に、仙北市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えることとする。（第 2 条関係）
- （２）その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。

仙北市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行により、60 歳を超える職員に係る給与に関する特例措置を講ずる等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとする。（第 5 条関係）
- (2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とすることとする。（附則第 21 項関係）
- (3) (2) は、次に掲げる職員には適用しないこととする。（附則第 22 項関係）
 - ① 臨時の職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - ② 仙北市職員の定年等に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 21 号）第 3 条ただし書に規定する職員
 - ③ 仙北市職員の定年等に関する条例第 4 条の規定により勤務延長している職員
 - ④ 仙北市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長された管理監督職員
- (4) 他の職への降任等をされた職員であって、当該降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に（2）により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分

の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、（2）により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとする。（附則第23項関係）

- （5）（4）による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における（4）の適用については、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とすることとする（附則第24項関係）
- （6）異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（（2）の適用を受ける職員に限り、（4）の職員を除く。）であって、（4）による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、（4）及び（5）に準じて算出した額を給料として支給することとする。（附則第25項関係）
- （7）その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- （1）この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- （2）この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。